

平成30年1月26日

関 係 各 位

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

平成30年度東京都教育委員会「ユースソーシャルワーカー（主任）」
及び「ユースソーシャルワーカー」の募集について

日ごろから東京都教育委員会の施策の推進にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、都立学校における不登校対応及び中途退学未然防止に関する支援の実施や、都立学校中途退学者及び進路未決定卒業生への進路（就労・再就学）・福祉面からの支援の実施等に従事していただく一般職非常勤職員「ユースソーシャルワーカー（主任）」及び「ユースソーシャルワーカー」を別添資料のとおり募集いたしますので、本職の周知につき、お取り計らいくださいませうよろしくお願ひ申し上げます。

※ 「ユースソーシャルワーカー（主任）」及び「ユースソーシャルワーカー」について
ユースソーシャルワーカーは、主として福祉分野に関する専門的知識・技術を用いて、不登校・中途退学等の課題を抱える都立学校生の置かれた環境に働き掛け、関係機関や都立学校との緊密な連携を図ることを通じて、課題解決を図る専門職です。
また、ユースソーシャルワーカー（主任）に期待される役割は、豊富な経験を活かし、急迫した対応を要する困難ケースに対し、生徒やその家族の置かれた個々の状況に対して、迅速かつ的確に課題解決を図ることにあります。

（担当及び問い合わせ先）

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課 森松・倉下

電話：03-5321-1111（代表）内線：53-821・822

03-5320-6874（直通）

平成30年度 東京都教育委員会一般職非常勤職員

ユースソーシャルワーカー（主任）

募 集 案 内

平成30年1月26日

東京都教育庁

1 採用予定職、採用人員等

採用予定職	採用 予定数	勤務日数	主な職務内容	勤務先
ユースソーシャルワーカー（主任）	4名	月16日 （1日 7時間 45分） ※	都立学校における不登校・中途退学対策に関する次の業務 （1）都立学校へのコンサルテーションを通じた生徒等に関する課題の把握及び解決策の提示 （2）高度な専門的知識や豊かな実務経験に基づいた、急迫した対応を要する困難ケースに対する迅速かつ的確な課題解決（多様な関係機関とのネットワーク構築・活用、校内ケース会議の主催を含む。） （3）ユースソーシャルワーカーに対するスーパービジョンの実施 （4）その他、生涯学習課長が指示する業務	（1）東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課（東京都庁第一本庁舎北塔40階） （2）都教育委員会が指定する都立学校

※ 支援の対象となる都立学校の種別に応じて、勤務時間が夜間になる等の変則勤務があり得る。

「ユースソーシャルワーカー（主任）」とは

ユースソーシャルワーカーは、主として福祉分野に関する専門的知識・技術を用いて、不登校・中途退学等の課題を抱える都立学校生の置かれた環境に働き掛け、関係機関や都立学校との緊密な連携を図ることを通じて、課題解決を図る専門職です。

ユースソーシャルワーカー（主任）に期待される役割は、豊富な経験を活かし、急迫した対応を要する困難ケースに対し、生徒やその家族の置かれた個々の状況に対して、迅速かつ的確に課題解決を図ることにあります。

2 採用予定日

平成30年4月1日

3 応募資格（平成30年4月1日現在）

以下の（1）及び（2）を満たすもの

（1）資格要件

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

（2）経験要件

社会福祉士、精神保健福祉士若しくはスクールソーシャルワーカーとして10年以上の実務経験を有する者又はこれらと同等の実務経験を有する者

4 勤務条件

（1）任期

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（2）公募によらない再度任用

公募によらない再度任用に、4回まで申し込むことが可能。

※ 平成31年4月1日以降の任用を保障するものではない。

（3）身分等

地方公務員法第17条の規定に基づき任用される一般職非常勤職員

※ 地方公務員法が適用される。

（4）勤務日数及び勤務時間

月16日勤務

1日7時間45分

勤務形態は次のいずれかを基本とする。

① 午前8時30分から午後5時15分まで

② 午前9時から午後5時45分まで

③ 午後1時から午後9時45分まで

（5）報酬等（予定）

月額244,800円（原則として毎月15日に支給）、別途通勤費相当分支給、社会保険加入

（6）休暇等

年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等

5 選考方法

（1）第1次選考 書類審査

（2）第2次選考 面接

6 申込手続

(1) 申込方法

下記提出書類について、平成30年2月5日(月)までに、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課進路指導支援担当まで郵送又は持参により申し込むこと。

(郵送の場合は必ず簡易書留で送付すること。2月5日(月)必着

また、持参の場合は2月5日(月)午後5時までに提出すること。)

[提出書類]

ア 一般職非常勤職員申込書(職名欄の「ユースソーシャルワーカー(主任)」に○を付けた上で、必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真を貼付すること。)

イ 課題論文(1000字から1200字以内) ※所定の様式をダウンロードして記入すること
テーマ「社会生活を営む上で困難を有する生徒の課題を解決していく中では、学校との緊密な連携を図ることが不可欠である。学校との連携を図る上での実際に直面する課題を3点挙げ、それをどう解決していくか、あなたの考えを述べよ」

ウ 返信用封筒1通(長形3号)

(定形封筒に合否通知等の郵送先住所と氏名を書いて、82円切手を貼付)

※応募書類は採用に関する事務のみに使用し、他の目的には使用しません。

また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 受付期間

平成30年1月26日(金)から 平成30年2月5日(月)まで	午前9時から午後5時まで (土日祝日を除く。)
-----------------------------------	----------------------------

7 選考スケジュール

(1) 第1次選考

申込書及び課題論文による審査

(2) 第2次選考(面接)

平成30年2月13日(火)(予定)

(3) 選考結果

① 第1次選考結果通知 申込者全員に文書で通知

※ 平成30年2月9日(金)までに、第1次選考結果の通知を郵送予定

第1次選考合格者には、面接日時、面接場所の通知を同封する。

② 第2次選考結果通知 第2次選考対象者全員に文書で通知

※ 第2次選考合格者には、後日指定する日に採用に関する必要書類の提出を依頼する。

8 問合せ及び申込書類送付先

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課進路指導支援担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎北塔40階

電話番号 03-5320-6874(直通)

e-mail: S9000027@section.metro.tokyo.jp(問合せのみ。メールでの申込みはできない。)

平成30年度 東京都教育委員会一般職非常勤職員

ユースソーシャルワーカー

募 集 案 内

平成30年1月26日

東京都教育庁

1 採用予定職、採用人員等

採用予定職	採用 予定数	勤務日数	主な職務内容	勤務先
ユースソーシャル ワーカー	若干名	月16日 (1日 7時間 45分) ※	都立学校における不登校・中途 退学対策に関する次の業務 (1) 都立学校における不登校 対応及び中途退学未然防止に向 けた生徒への個別支援の実施 (2) 都立学校の生徒、中途退 学者及び進路未決定卒業生への 就労支援・福祉的支援の実施 (3) 生徒等への支援に際して の都立学校、学校経営支援セン ター及び関係機関との連絡調整 (4) 生徒等への支援に際して の業務報告書その他の支援記録 等の書類の作成 (5) その他、生涯学習課長が 指示する業務	(1) 東京都教育 庁地域教育支援 部生涯学習課(東 京都庁第一本庁 舎北塔40階) (2) 都教育委員 会が指定する都 立学校

※ 支援の対象となる都立学校の種別に応じて、勤務時間が夜間になる等の変則勤務があり得る。

「ユースソーシャルワーカー」とは

就労・再就学(学び直し)・福祉の各分野に関する専門的知識・技術を用いて不登校・中途退学等の課題のある都立学校生の置かれた環境に働き掛け、関係機関とのネットワークを構築・活用するなどして「個」に応じた支援を行うことを目的として東京都教育委員会が設置する専門職です。

2 採用予定日

平成30年4月1日

3 応募資格（平成30年4月1日現在）

以下の条件のいずれか一つに該当する者又はこれらと同等の能力を有すると認められる者（子供・若者に対する福祉的支援に関する職務経験があることが望ましい。）

- (1) 社会福祉士の資格を有する者
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) 臨床心理士の資格を有する者
- (4) 臨床発達心理士の資格を有する者
- (5) その他、子供・若者支援（福祉・医療等）に関する資格を有する者

4 勤務条件

(1) 任期

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(2) 公募によらない再度任用

公募によらない再度任用に、4回まで申し込むことが可能

※ 平成31年4月1日以降の任用を保障するものではない。

(3) 身分等

地方公務員法第17条の規定に基づき任用される一般職非常勤職員

※ 地方公務員法が適用される。

(4) 勤務日数及び勤務時間

月16日勤務

1日7時間45分

勤務形態は次のいずれかを基本とする。

- ① 午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 午前9時から午後5時45分まで
- ③ 午後1時から午後9時45分まで

(5) 報酬等（予定）

月額194,400円（原則として毎月15日に支給）、別途通勤費相当分支給、社会保険加入

(6) 休暇等

年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等

5 選考方法

- (1) 第1次選考 書類審査
- (2) 第2次選考 面接

6 申込手続

(1) 申込方法

下記提出書類について、平成30年2月13日（火）までに、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課進路指導支援担当まで郵送又は持参により申し込むこと。

（郵送の場合は必ず簡易書留で送付すること。2月13日（火）必着

また、持参の場合は2月13日（火）午後5時までに提出すること。）

〔提出書類〕

ア 一般職非常勤職員申込書（職名欄の「ユースソーシャルワーカー」に○を付けた上で、必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真を貼付すること。）

イ 課題論文（1000字から1200字以内）※所定の様式をダウンロードして記入すること
テーマ「平成28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/10/26/24.html>

の第IV章及び第V章（pp.20-28）を読み、都立高校における長期欠席及び中途退学者の状況を押さえ、その上で、高校生の長期欠席及び中途退学者の課題を解決するためにどのようなアプローチが必要か、ユースソーシャルワーク（スクールソーシャルワークと読み替えても可）の視点から3点課題を指摘し、合わせてその解決策を述べよ。」

※ただし、ユースソーシャルワーカー（主任）と併願する場合、ユースソーシャルワーカーの課題論文の提出は免除する。

ウ 返信用封筒1通（長形3号）

（定形封筒に合否通知等の郵送先住所と氏名を書いて、82円切手を貼付）

※応募書類は採用に関する事務のみに使用し、他の目的には使用しません。

また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

（2）受付期間

平成30年1月26日（金）から 平成30年2月13日（火）まで	午前9時から午後5時まで （土日祝日を除く。）
------------------------------------	----------------------------

7 選考スケジュール

（1）第1次選考

申込書及び課題論文による審査

（2）第2次選考（面接）

平成30年2月24日（土）（予定）

（3）選考結果

① 第1次選考結果通知 申込者全員に文書で通知

※ 平成30年2月19日（月）までに、第1次選考結果の通知を郵送予定
第1次選考合格者には、面接日時、面接場所の通知を同封する。

② 第2次選考結果通知 第2次選考対象者全員に文書で通知

※ 第2次選考合格者には、後日指定する日に採用に関する必要書類の提出を依頼する。

8 問合せ及び申込書類送付先

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課進路指導支援担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎北塔40階

電話番号 03-5320-6874（直通）

e-mail: S9000027@section.metro.tokyo.jp（問合せのみ。メールでの申込みはできない。）

一般職非常勤職員申込書

【平成 年 月 日】

職名	※希望する職名の□欄に○を付けてください。(併願可)			整理番号	※人事担当者記入欄	写真 (3×4cm)
	<input type="checkbox"/>	ユースソーシャルワーカー (主任)				
	<input type="checkbox"/>	ユースソーシャルワーカー				
フリガナ				性別	男・女	
氏名				電話番号	()	
生年月日	昭和・平成	年	月	日	(歳)	
住所	フリガナ					
	〒 -					
自宅最寄駅 線 駅 (駅までの交通手段 : 徒歩・バス・その他 分)						
〔学歴・職歴〕	年	月	学歴・職歴			
〔資格・免許〕	年	月	資格・免許	〔パソコンスキル〕		
				・Word (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)		
				・Excel (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)		
				・その他 ()		
			〔活用したい能力・経験等〕			
〔東京都における他の職の申込状況〕				〔採用された場合の兼業等の予定〕		
<input type="checkbox"/> 当該非常勤職員のみ希望 <input type="checkbox"/> 他の非常勤職員と併願 (職名 :) <input type="checkbox"/> 東京都再任用職員と併願 (東京都を退職した者のみ)				<input type="checkbox"/> あり (名称 :) <input type="checkbox"/> なし ※兼業等をする場合、別途許可申請が必要です。		
〔欠格事由に関する申告〕						
以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しない場合は、□にレ印を記入してください。						
<input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)						
<input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者						
<input type="checkbox"/> 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者						
<input type="checkbox"/> 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者						
<input type="checkbox"/> 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者						
〔備考〕 ※人事担当者記入欄						

※裏面に志望動機欄があります。

併願に関する留意点

平成30年1月26日

東京都教育庁

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課一般職非常勤職員の募集について、ユースソーシャルワーカー（主任）及びユースソーシャルワーカーは併願が可能です。提出書類については、以下の表を御参照ください。

<提出物について>

提出物 応募する職	YSW（主任）の 課題論文	YSWの 課題論文	返信用封筒 （長形3号）	一般職非常勤 職員申込書
YSW（主任） のみ	○	—	1通	1枚 （共通様式）※ 希望する職名 に○を付けて ください。
YSWのみ	—	○	1通	
YSW（主任）・YSW を併願	○	（免除）	2通	

※略称：ユースソーシャルワーカー（主任）・・・YSW（主任）

ユースソーシャルワーカー・・・YSW

<留意点>

- （1）ユースソーシャルワーカー（主任）とユースソーシャルワーカーを併願する場合、ユースソーシャルワーカーの課題論文は免除になります（ユースソーシャルワーカー（主任）の課題論文のみ提出してください。）。
- （2）返信用封筒は申し込みする職につき各1通提出してください。（定形封筒（長形3号）に合否通知等の郵送先住所と氏名を書いて、82円切手を貼付）
- （3）ユースソーシャルワーカー（主任）及びユースソーシャルワーカーは応募受付期間が異なりますので御注意ください。詳細は各募集案内を御確認ください。